

平成25年第4回上富田町議会定例会会議録

(第3日)

○開会期日 平成25年12月19日午前9時30分

○会議の場所 上富田町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（11名）

1番	山本明生	2番	木村政子
3番	三浦耕一	4番	大石哲雄
5番	畑山豊	6番	奥田誠
7番	沖田公子	8番	榎本敏
9番	木本眞次	11番	吉田盛彦
12番	井澗治		

欠席議員（なし）

○出席した事務局職員は次のとおり

事務局長	平田隆文	局長補佐	十河貴子
------	------	------	------

○地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町長	小出隆道	副町長	平見信次
教育長	梅本昭二三	会計管理者	笠松眞年
総務政策課長	山本敏章	総務政策課 企画員	川口孝志
総務政策課 企画員	森岡真輝	総務政策課 企画員	水口和洋
総務政策課 企画員	撫養充洋	税務課長	山崎一光
税務課企画員	橋本秀行	産業建設課長	植本敏雄
産業政策課 企画員	三栖啓功	産業建設課 企画員	菅谷雄二
住民生活課長	和田精之	住民生活課 企画員	平田敏隆

住民生活課 企画員	原 宗 男	住民生活課 企画員	坂 本 巖
上下水道課長	福 田 睦 巳	上下水道課 企画員	植 本 亮
上下水道課 企画員	谷 本 芳 朋	教育委員会 総務課長	家 高 英 宏
教育委員会 生涯学習課長	藪 内 博 文		

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 69 号 職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 議案第 70 号 上富田町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第 71 号 上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 72 号 平成 25 年度上富田町一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 5 議案第 73 号 平成 25 年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第 1 号）
- 日程第 6 議案第 74 号 平成 25 年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第 1 号）
- 日程第 7 議案第 75 号 平成 25 年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第 1 号）
- 日程第 8 議案第 76 号 平成 25 年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第 4 号）
- 日程第 9 議案第 77 号 平成 25 年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算（第 1 号）
- 日程第 10 議案第 78 号 平成 25 年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算（第 1 号）
- 日程第 11 議案第 79 号 平成 25 年度上富田町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 12 議案第 80 号 工事請負変更契約の締結について（平成 25 年度 第 1 号 高速道路推進事業大内谷第二残土処分場造成工事）
- 日程第 13 議員派遣の件について
- 日程第 14 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出について

△開 会 午前9時30分

○議長（大石哲雄）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は11名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成25年第4回上富田町議会定例会第3日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

△日程第1 議案第69号～日程第12 議案第80号

○議長（大石哲雄）

日程第1 議案第69号、職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の件から
日程第12 議案第80号、工事請負変更契約の締結について（平成25年度第1号高速道路推進事業大内谷第二残土処分場造成工事）の件まで12件を一括議題といたします。

△日程第1 議案第69号

○議長（大石哲雄）

日程第1 議案第69号、職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の件について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番、吉田君。

○11番（吉田盛彦）

おはようございます。69号の職員の給与の一部改正する条例について、ちょっと質問します。

これ、ちょっと内容が素人向けじゃないからよくわからないんですけども、「55歳を超える職員の第1項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、1号（その者の勤務成績が極めて良好である場合は、2号給）とすることを標準として規則で定める基準に従い決定する」ということになってあるんですけども、この場合で、「特に勤務成績が良好である場合」というふうに書かれておりますけれども、この「特に良好である場合」は、誰がどういう立場で判断していくのか。このシステムにもう一つ1号から号給があって、1、2級を誰が判断してとか、3級は課長以上が判断し

てとかちらっと聞いたことはありますが、その辺の細かい説明について一度お聞きしたいと思います。

○議長（大石哲雄）

総務政策課長、山本君。

○総務政策課長（山本敏章）

おはようございます。

11番、吉田議員さんのご質問にお答えします。

現在の町のいわゆる職員の給与に関する条例の第10条の中の規定には、55歳を超える職員については2号給昇給するとしています。これにつきまして、今回、平成24年度の人事院勧告に基づきまして給与改定を行うものでありまして、まず、55歳を超える職員の標準的勤務評定の考え方ですけれども、これにつきましては、標準職務遂行能力というのを町長が定めます。それに基づきまして算定することになります。例えば、課長とか企画員の標準職務遂行能力の中には項目が6つぐらいございます。例えば、倫理規程の場合でしたら、町民全体の奉仕者として高い倫理観を有し、課の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。これらが、当然、通常持っていなければならない基準ということになります。

こういう基準が6つ項目として定められています。この項目の中で、これを超える場合には1号給です。特に何か成績が優秀だという判断をされた場合には2号給に行くこととなりますけれども、現在のところ、今の能力の範囲としましては、55歳を超える職員につきましては標準職務遂行能力の範囲内だという押さえ方をしておりますので、特に55歳を超えた場合は、昇給は、今の状況の中では昇給しないものというふうな考え方を持っています。

その判定基準ですけれども、あくまでも26年1月1日が判定基準になります。前1年間を遂行して判断することになるわけですけれども、今までの町長の判断のもとで最終的には決定されるものと考えております。

以上になります。よろしく申し上げます。

○議長（大石哲雄）

11番、吉田君。

○11番（吉田盛彦）

割と早口でよくわからないけれども、自分はわかっているからばんばんしゃべっていいと思うけれども、結局、最終は町長さんが全部判断することになるんですか。1、2級は町長がやって、3級とか4級は課長さん連中とかという話もあったように思うし、これでいくと、それは今やっていないから、上富田の職員は55歳以上になると全ての

人の昇給がなくなるということになるわけですね。それで、その基準が、特に社会奉仕とかいろいろあるらしいけれども、これ調べていったらみんな合格するんじゃないの。職員の話していったらそんなにひどい人なくなるんやけれども、その辺の境界がよくわからない。

○議長（大石哲雄）

総務政策課長、山本君。

○総務政策課長（山本敏章）

11番、吉田議員さんのご質問にお答えいたします。大変申しわけございません。

基本的に、今55歳を超える職員は17名おりますけれども、大半の職員につきましては課長か企画員か課長補佐です。だから、等級でいいますと5級か4級の職務の階級に当たります。だから、1級、2級の職員さんというのは、この55歳を超える職員の中には含まれておりません。そういう観点から考えまして、課長なり企画員が管理職になりますので、最終的にそれを判断するのはやはり町長の判断になるということになります。

先ほど申し上げた内容ですけれども、もう少し詳しく申し上げますと、例えば各課の取り巻く環境とかそのやはり状況を的確に把握した上で、町民の視点に立って行政課題に対応すると。このあたりにつきましては、もう通常当然しなければならない範囲という考え方で、いわゆる倫理の中では標準の職務の遂行能力の範囲内というように押さえられています。

特に、もし今後それで1級、2級が、1号、2号が上がるとするのであれば、例えば町長から特に命じられた職務の内容に対してそれなりの成果を上げた場合、恐らく町長がそれを判断することになるかと思っておりますけれども、通常の仕事の範囲内でやっている仕事につきましては、当然課長なり企画員という職務の中で持っていなければならない能力の範囲であれば、それは昇給しませんよということになります。よろしくお願ひします。

○議長（大石哲雄）

よろしいですか。

6番、奥田君。

○6番（奥田 誠）

今の答弁で、町長が全部判断されるということでありましてけれども、副長を含む、第三者の方も含んで、評価委員会等の設置とかは考えてはいないんですか。

○議長（大石哲雄）

総務政策課長、山本君。

○総務政策課長（山本敏章）

6番、奥田議員さんのご質問にお答えします。

ただいまのご質問ですけれども、いわゆる勤務評定の話になろうかと思えます。勤務評定につきましては、勤務評定しなければならないということに立って現在研究しているんですけれども、実際のところ、120人の職員の中でそれをいわば上から下まで評定するのがいいのかどうかという、私もございます。通常でしたら、特に勤務がおかしいと、悪いという場合を除いて、通常であれば標準であるという判断で今のところいつています。ただ、今後はやはりそれは、勤務評定に関してはしていかなければならないという課題を持っていますので、研究させていただきます。そういうことでお願いします。

○議長（大石哲雄）

12番、井澗君。

○12番（井澗 治）

先ほど答弁の中に遂行能力というのがあって、それを6段階に分けるという話がありました。その話を聞いておきますと、それは人間の意思ですね。やる能力とか倫理性とか、そういう能力の問題ですけれども、これ、職務権限との問題でいいますと、企画員とか課長になりますと職務権限があります。そういう関係でこの能力の審査というのはないわけですか、この遂行能力とかそういうもの。

○議長（大石哲雄）

総務政策課長、山本君。

○総務政策課長（山本敏章）

12番、井澗議員さんのご質問にお答えします。

井澗議員さんご指摘の部分につきましては、いわゆる能力評価の部分の標準的職務の遂行能力の部分と、いわゆる業績評価という部分も当然含まれてきます。ただ、業績評価の場合につきましては、例えば適正にやったのか、迅速性はどうかであったのか、その結果としての業績はどうかであったのかという場面も含んでの最終判断になろうかと思えます。だけど、それは標準的、いわゆる職務遂行能力とは別に実績としてみなしていただいて、その部分が良であったり優良であったりという判断になろうかと思いません、最終的には。お願いします。

○議長（大石哲雄）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第69号、職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第2 議案第70号

○議長（大石哲雄）

日程第2 議案第70号、上富田町税条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第70号、上富田町税条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第3 議案第71号

○議長（大石哲雄）

日程第3 議案第71号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

12番、井澗君。

○12番（井澗 治）

一つは、この条例の改正にかかわる対象者ですね。何人ぐらいあるかということと、それから、この条例を全体として改正することによって住民にとってはプラスになるのかマイナスになるか、答えていただきたい。

○議長（大石哲雄）

税務課長、山崎君。

○税務課長（山崎一光）

12番、井澗議員さんのご質問にお答えいたします。

まず、人数でございます。平成24年度で、一般の被保険者は4,943名となっております。

それから、影響でございますけれども、今回の条例改正につきましては、当該条例の性格を踏まえた上で、規定の本条例から、法律のほうから引っ張ってまいりました既定の削除や引用規定の追加が主なものになってございまして、新たな手続等を町民に求めるものではございませんので、大きな影響はないものと思われま。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

12番、井澗君。

○12番（井澗 治）

10月23日に国保料の一部軽減ということで、5割減、2割減についての一部の改正があったように思うんですけども、それは今回はこの条例には反映されないわけですか。例えば5割減だったら、147万円以下だったのが178万円以下というふうになりますし、引き上げられたわけですね。それから、2割減だったら223万円以下から266万円以下に引き上げされた。7割については据え置きということになってい

るんですけれども、これ、こういう改正をされた、改正というのか、こういう方針が出てしまったということなんですけれども、これはいわゆるこの条例には反映されないんですか。

○議長（大石哲雄）

税務課長、山崎君。

○税務課長（山崎一光）

12番、井澗議員さんのご質問にお答えいたします。

今回の条例の改正につきましては、今議員ご指摘の部分につきましては、特別反映されていないというふうに私は認識しております。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

12番、井澗君。

○12番（井澗 治）

とすれば、今私が申し上げたような件について、これは来年の当初予算からということになりますか。

○議長（大石哲雄）

税務課長、山崎君。

○税務課長（山崎一光）

12番、井澗議員さんのご質問にお答えいたします。

ちょっと私、細かいところまで認識していないんですけれども、条例改正がありましたら当然予算には反映されてまいりますので、来年以降の予算に反映されてくるものと思われま。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第71号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件について採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第4 議案第72号

○議長（大石哲雄）

日程第4 議案第72号、平成25年度上富田町一般会計補正予算（第3号）の件について質疑を行います。

ページごとに行います。

歳出16ページから、16、17でお願いします。

9番、木本君。

○9番（木本眞次）

17ページなんですけれども、委託料で、番号制度対応業務委託料という、どういう業務かちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（大石哲雄）

総務政策課長、山本君。

○総務政策課長（山本敏章）

9番、木本議員さんのご質問にお答えします。

この番号制度の対応業務の84万円につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が施行されております。この27条の規定の中に、地方公共団体の長は、特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、特定個人情報保護評価を実施することが原則義務づけられております。今回の特定個人情報保護評価を実施するための事前調査の準備作業としまして、業務委託をするものであります。

業務の内容ですけれども、当町で保管しております個人情報保護条例に基づいて義務づけられて保管しております個人情報取り扱いファイル、この中にはその台帳も当然全て記載されておりますので、その内容のもう一度洗い直しをしたいと思います。その中から、いわゆる個人情報として、特定個人情報としてのファイルの業務あるいはシ

システムの中で、情報保護評価対象となる個人情報の洗い出しを行うということの部分について、今回業務委託をするということになります。よろしくお願ひします。

○議長（大石哲雄）

わかりましたか。

9番、木本君。

○9番（木本眞次）

要するに、個人情報の秘密というんですか、そういうのを守るためのあれですかね。

○議長（大石哲雄）

総務政策課長、山本君。

○総務政策課長（山本敏章）

9番、木本議員さんのご質問にお答ひします。

端的に申しますと、町の持っている個人情報がこのいわゆる番号制になって外部に漏れることは困るので、その内容について精査して、当然保護すべきものは保護するという形のファイルをもう一度作り直すということの前段の作業をするということです。町にはかなりの個人情報があります、全ての業務において。その個人情報を、一括して番号制になりますので、当然保管しなければならない部分、それと内部で管理しなければならない部分というのがありますので、その色分けをまずしたいということになります。お願ひします。

○議長（大石哲雄）

9番、木本君。

○9番（木本眞次）

そしたら、例えばですよ、例えば番号が1だとしまして、その1の人には幾つもの情報があるということで把握しておいたらよろしいんですか。

○議長（大石哲雄）

総務政策課長、山本君。

○総務政策課長（山本敏章）

9番、木本議員さんのご質問にお答ひします。

確かに、一人一人の情報につきましては、それぞれの課で持っている情報というのはかなりあります。その課の中の情報の中でも、当然個人のいわゆる保護としてしなければならない部分、それから別に外部に出てもいい部分というのがやっぱりあります。それで、どうしても保護しなければならない部分というのは外部に出すわけにはいきませんので、その洗い直しをしたいということです。よろしくお願ひします。

○議長（大石哲雄）

ほかにございませつか。

6番、奥田君。

○6番（奥田 誠）

17ページのオペレーティングシステムのバージョンアップの対応で、これが、ちょっと総務委員会で説明があったかどうか知りませんが、なぜそのバージョンアップが必要なのかのちょっと説明だけお願いします。

○議長（大石哲雄）

総務政策課企画員、水口君。

○総務政策課企画員（水口和洋）

6番、奥田議員さんの質問にお答えします。

平成26年4月9日にウィンドウズXPの、今のパーソナルコンピューターの基本ソフトのセキュリティーソフトの更新が終了となります。ほとんどの庁内で使っているパソコンが、今現在この機種を使っております。4月9日以降につきましてはセキュリティーが保護されませんので、ウィンドウズの7もしくは8に基本ソフトを上げるために、パーソナルコンピューターの買いかえの予算を計上しております。よろしくお願ひいたします。

○議長（大石哲雄）

6番、奥田君。

○6番（奥田 誠）

わかりました。ウィンドウズで7か8ということで、そのオペレーティングシステムで一番重要なのは、そのOSの機種の選定が一番大事ということなんですけれども、今回ウィンドウズのほうで、その7か8にかえるということで、ウィンドウズのOSにかえるということですか。はい、わかりました。

それと、あと、そのパソコンの台数なんですけれども、何台ぐらい購入されますか。

○議長（大石哲雄）

総務政策課企画員、水口君。

○総務政策課企画員（水口和洋）

6番、奥田議員さんにお答えします。

今現在、庁舎内にありますパーソナルコンピューターで今回買いかえる対象となるのは、情報系、いわゆるインターネットに接続している機種になります。それ以外に、基幹システムである住民基本台帳とかそういう関係のパーソナルコンピューターは、今回対象外としております。これにつきましては、インターネットに接続しておりません。庁舎内で固定しておりますので外に出ることはないということで、ただ、それにつま

しても、将来的には買いかえる必要が出てこようかと思えます。

今回、購入に当たりましては63台。これ以外に、今ありますXPの機種で上位機種でありますパーソナルコンピュータにつきましては、OSの機械内でのバージョンアップができますので、機械を買いかえずにソフトだけの更新作業を予定している機種が約60台あります。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（大石哲雄）

12番、井澗君。

○12番（井澗 治）

今の、さっきの番号制度対応業務委託料ですけれども、これ、保護となる部分について別ファイルをつくるということになるわけですね。そうすると、この業務を委託されているところはその保護となる部分について、①、②、③としますと、その人の情報が、その人はわかる、その人が選り出す、探し出すということですか。そういうふうになるんですか。その特別に保護するようになる部分の、保護としておこななければならない部分。そうすると、仮にこれは個人が①、私が①だとして、私の情報を開示してくださいと言った場合には開示するんですか。

秘密保護法、特定というのがついて秘密保護法がありますけれども、これがだんだん拡大されて、いつの間にかそれは秘密やとこう言われたら、あるいはそれはばらしたらあかんというような場合があるんじゃないかと思うので、その点いかがですか。

○議長（大石哲雄）

総務政策課長、山本君。

○総務政策課長（山本敏章）

12番、井澗議員さんのご質問にお答えします。

基本的に個人が知り得る、自分に対する個人情報というのは、当然個人が知り得ることはできます。当然のことです。ただ、その中で、例えば外部にその個人情報が、今回この流れというのは番号制ということが、共通番号制を持ちますので、そのことは、国民一人一人の番号制を持たすというのが今の法律の根幹にありますので、そうなったときに、どうしても個人情報が他に流出されては困るということがこのもの考え方です。

そうなりますと、例えばほかの、もっと端的に言いますと、例えば社会保険庁のほうへ何か申請に行くよというときでしたら、それに付随する住民票とか何かを添付して持って行ったんですよ。ところが、今度は社会保険庁とうちの戸籍がつながってしまいますので、そういういわゆる付随して出す書類関係というのは簡素化されます。そういう

ことになってきますと、どうしても個人情報に余分なところに使われては困りますので、最低限どうしても必要な部分は出しますけれどもそれ以外の部分については歯どめをかけるということで、非常に重要な部分になろうかと思えます。

その上において、この作業につきましても、その辺もう一度、うちが持っている、それぞれ各課が持っている個人情報をトータル的に見て、どうしても保護しなければならない部分と、それとどうしても外部に提供する必要のある部分との色分けをしたいということです。そこから最終的にどうするかという判断は、一旦前段の委託業務になりますので、最終的にその判断はまたうちに戻ってきて、当局のほうでし直すという形になります。よろしくお願ひします。

○議長（大石哲雄）

ほかに16、17、ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

18、19。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

20、21。

11番、吉田君。

○11番（吉田盛彦）

賦課徴収費で、23、償還金、利子及び割引料の300万の過誤納還付金というのがあつたんですけども、これはどういうことで、払い過ぎたから返したということだと思つたんですけども、どういう事例があつたか、どういう計算をしたか、教えてもらえますか。

○議長（大石哲雄）

税務課長、山崎君。

○税務課長（山崎一光）

11番、吉田議員さんの質問にお答えいたします。

過誤納付還付金でございますけれども、例えば法人税の場合は予定税額の納税ということになってございまして、確定税額との差が生じることがございます。その分での払い戻しが、ことしの場合ですともう既に11月末で27件ございました。それから、固定資産税の過誤納付がことし11月末までで5件。それから、住民税では扶養控除、あるいは障害者控除等の追加等がございまして、これが37件ございました。昨年1年間で59件だったのが、もう既にこの時点で69件というようなことでございまして、

個々一人一人の金額は申し上げられませんけれども、そういった事情から今回追加で補正をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

ほかにございせんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

22、23ページ。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

24、25。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

26、27。

9番、木本君。

○9番（木本眞次）

ちょっとお尋ねするんですけれども、26ページの公立紀南病院組合負担金、1,500万ほどあるんですけれども、新聞紙上によりますと黒字になってきているんですね、紀南病院。黒字になってあるにもかかわらず、この金額は負担していかなあかんのかなという、その点、お願いします。

○議長（大石哲雄）

住民生活課長、和田君。

○住民生活課長（和田精之）

9番、木本議員さんのご質問にお答えいたします。

この負担金の内訳でございますけれども、実際黒字ということは聞いております。ただ、これは構成市町、田辺市・白浜町・上富田町・南部町で負担すべき、例えば交付税の繰り入れ分とかこころの医療センターの負担金等がございまして、その運営費というのが当然人口割等で負担すべきものということで、今後も続きます。

以上です。

○議長（大石哲雄）

9番、木本君。

○9番（木本眞次）

確かにそうやで。各市町村で持ってきてあんねんけれども、そしたら、黒字の分はそしたら翌年へ繰り越し、繰り越しとしていくんですか。

○議長（大石哲雄）

総務政策課企画員、水口君。

○総務政策課企画員（水口和洋）

9番、木本議員さんにお答えします。

黒字につきましては、累積として翌年度へ繰り越していくことになります。上富田町の財政としましては、事務担当者レベルの会議においては、黒字が出てきているので運営費については減額等のことも検討してくださいというお話はさせていただいております。ただ、公債費につきましては、新病院、新庄別館、新庄別館につきましては今年度で、26年度でほぼ公債費の償還が終わると思いますが、新病院等の公債費につきましてはまだ続くことになります。黒字ではありますが、各市町村からの運営負担金を含めまして黒字となっております。よろしく申し上げます。

（「はい、了解」と木本議員呼ぶ）

○議長（大石哲雄）

2番、木村君。

○2番（木村政子）

26ページの13、委託料の臨床心理士派遣委託料、52万上がっていますけれども、どういう形で派遣がされてどんな事例があるかという、お尋ねします。

○議長（大石哲雄）

住民生活課長、和田君。

○住民生活課長（和田精之）

2番、木村議員さんのご質問にお答えいたします。

まず、当初ですけれども、ちょっと組み違えで賃金のほうへ組んでおりました。それを今回、南紀福祉センターのほうへ委託ということで組みかえをしております。内容につきましては、看護師6、120円の6回分ということで、南紀福祉センターのほうへ委託ということで支払いをしております。

以上です。

（「いいです」と木村議員呼ぶ）

○議長（大石哲雄）

事例、どういったことかということ……

（「特別なということやな」と木村議員呼ぶ）

○議長（大石哲雄）

いいですか。

（「いいです。いいわ」と木村議員呼ぶ）

○議長（大石哲雄）

それでいいですか。

（「いいです」と木村議員呼ぶ）

○議長（大石哲雄）

はい。ほかに、26、27。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

28、29。

6番、奥田君。

○6番（奥田 誠）

28ページの負担金、補助及び交付金で防護柵等設置支援補助金、これ岡地区と説明あったんですけども、ちょっと委員会のほうで説明、細かいのがちょっとなかったもので、どのような防護柵で、「防護柵等」になっているんですけども、どういう形になりますか。

○議長（大石哲雄）

産業建設課企画員、菅谷君。

○産業建設課企画員（菅谷雄二）

6番、奥田議員さんの質問にお答えいたします。

この防護柵の設置支援補助金ですけども、県の事業でありまして、2戸が1つの事業ということで、2戸の園地を囲む柵という形になります。今回、岡のほうということで実施をしていただいております。当初2件で、網の柵とか電柵で囲むという予定でしたが、3件になってございます。事業の総延長といたしまして、3、136メートルということで、総事業費で256万6,300円ですか。その3分の2の、町と県の補助という形で計上しております。よろしく申し上げます。

○議長（大石哲雄）

いいですか。

（「はい」と奥田議員呼ぶ）

○議長（大石哲雄）

9番、木本君。

○9番（木本眞次）

29ページで、林業総務費の中で、森林病虫害対策業務委託料、これ多分マツクイムシだと思うんですけども、どの辺をしているのか。

それと、その下の森林地理情報管理システム構築業務委託料。これ、初めて聞くんや

けれども、今年度から、去年度かな、今年度からなったんか、ちょっとその辺お願いします。

○議長（大石哲雄）

産業建設課企画員、菅谷君。

○産業建設課企画員（菅谷雄二）

9番、木本議員さんのご質問にお答えします。

まず、森林病虫害対策業務委託料でございますが、これにつきましてはカシノナガキクイムシということで、ナラやカシについての被害、特に備長炭になりますウバメガシ等の被害がございます。これにつきましては、昨年もトラップとして、県の事業で、龍松山のほうで町内、木を切って積んでということで事業をやっておりますけれども、この事業については国のこういう病虫害、森林に対する病虫害の対策事業を県が取得しまして、県内、今回上富田、白浜で実施するようになってございます。実施場所につきましては、生馬の救馬溪のお池あるんですけれども、その下手側のほうに今回23立米ですか、25立米という形で、面積にして約6,000平米ぐらいのところの影響のある木を切り出すという形で、森林組合のほうへ委託する方向で事業、これにつきましては県から全額補助という形になってございます。

続きまして、森林地理情報管理システムでございますが、これにつきましては、既に導入しておりますGISの地図情報、これにつきましては、上富田町の森林整備計画というのをつくっているんですけれども、今までは添付資料等にペーパーベースで各町内の山の情報を図示して県なり国のほうへ提出しておりましたが、今現在コンピューターで、データでのやりとりになってございます。その中で、県が独自にそのシステムを使って和歌山県版のソフトというのをつくってございます。この部分についても補助があるんですけれども、それを今まで備品購入という形で上げていたものを、委託してソフトを直しますので、そういう形で組みかえという形で上げてございます。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

9番、木本君。

○9番（木本眞次）

その今、ちょっと聞きなれない虫の名前、カシナガキクイムシというのは、あの池の近くで散布したということなんですけれども、上富田町内でほかに繁栄というんですか、ふえてきているのかな、この辺、虫。その辺の状況はどうですか。例えば、龍松山もあるとか何とかかんとかとちょっと聞いたんやけれども。

○議長（大石哲雄）

産業建設課企画員、菅谷君。

○産業建設課企画員（菅谷雄二）

県のほうに確認しまして、うちの担当の職員もついているんですけども、以前かなり出ているんじゃないかということで調査してございます。今、県のほうでの確認の中では、大体上富田、田辺の一部ぐらいまでが北限と違うのかなと。かなりの部分で被害の状況は広がっております。ただ、県自体はできるだけ抑えたいよと。備長炭のもとになる木に被害が及んでいるということですので、できるだけことはしたいということはおしておりますが、何せ虫のことですのでかなりの状況で広がっている状況にあると。町内についても、かなり広がっているように聞いております。

以上です。

○議長（大石哲雄）

9番、木本君。

○9番（木本眞次）

26年度も、そしたらまたやる予定ですか。

○議長（大石哲雄）

産業建設課企画員、菅谷君。

○産業建設課企画員（菅谷雄二）

9番、木本議員さんのご質問にお答えします。

今回の場合は県の事業です。県につきましては、町といたしましてもできるだけさらなる調査、並びにこういう事業があればできるだけ取り組んでほしいよという話はいたします。ただ、今回は町有林ということで、できるだけ道に近いところ、搬出もしやすいところ、また隣接というんですか、の方に迷惑のかからない場所がやっぱり選択条件になってきて、山の中のかなり急なところというのはなかなか難しい部分もございますが、できるだけ要望してまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

（「はい、了解」と木本議員呼ぶ）

○議長（大石哲雄）

28、29、ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

30、31ページ。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

32、33。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

34、35。

6番、奥田君。

○6番（奥田 誠）

34ページの生馬小学校の整備事業費で、吊り天井の撤去等工事請負費なんですけれども、これ、耐震化によるもので、前の耐震補強のときにできなかったんかということと、それと、吊り天井全体でどれぐらいの規模になってくるのか、平米数等わかればお願いします。

○議長（大石哲雄）

教育委員会総務課長、家高君。

○教育委員会総務課長（家高英宏）

6番、奥田議員さんの質問にお答えいたします。

生馬小学校屋内運動場の吊り天井の撤去ですけれども、平成21年度に建築基準法をもとに耐震天井に改修を行っております。その後、平成23年の東日本大震災におきまして吊り天井の落下が問題となりました。それで、ことしの8月ですけれども、建築基準法が改正されまして、基準9項目中2項目に不備がございまして、これ1項目でもアウト、撤去することの検討をなささいという形になりました。それで、設計業者に確認をとったところ、補強よりも撤去するほうがベストやという状態になりましたので、撤去するように今回工事請負と委託料を計上させていただいております。

体育館の平米ですけれども、今回、全体のうちの643平米となります。

以上です。

○議長（大石哲雄）

6番、奥田君。

○6番（奥田 誠）

そしたら、建築基準法が改正されてということなんですけれども、撤去した後はもうそのまま、フリーのままにしておくんですか。

○議長（大石哲雄）

教育委員会総務課長、家高君。

○教育委員会総務課長（家高英宏）

お答えいたします。

先ほど申し上げたらよかったですけれども、吊り天井を撤去しまして、それで照明器具がぶら下がる形になりますので、それをつけかえいたします。骨組みも塗装仕上げ

を行うという形をとらせていただきます。

以上です。

○議長（大石哲雄）

34、35。

（「もう1点」と奥田議員呼ぶ）

○議長（大石哲雄）

6番、奥田君。

○6番（奥田 誠）

すみません、一遍に聞いておいたらよかったですけれども、35ページの生徒クラブ活動費補助金なんですけれども、これ、近畿大会、全国大会へ上中の子供が頑張ってお出しているわけなんですけれども、それで、この全国大会、近畿大会へ出場した上中のクラブの名前と、また人数等わかれば教えてください。

○議長（大石哲雄）

教育委員会総務課長、家高君。

○教育委員会総務課長（家高英宏）

6番、奥田議員さんのご質問にお答えいたします。

このクラブ活動振興補助金につきましては、議員おっしゃるように近畿大会、全国大会参加の追加の補助という形になります。近畿大会には陸上部と水泳部、野球部が出演しております。細かく、申しわけないんですが人数まではちょっと把握できておりません。全国大会には陸上部が出演しております。これにつきましては400メートルリレーという形で、校長も入れまして6名という形になります。

以上です。

○議長（大石哲雄）

34、35、ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

36、37。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

38ページ。

6番、奥田君。

○6番（奥田 誠）

保健体育総務費の委託料で、PR画像作成業務委託料、これDVDという形で説明あ

ったんですけれども、これもスポーツ観光を目的としての今後のPR活動だと思うんですけれども、それで、これもわがまち元気プロジェクトで全額入ってくると思うんですけれども、このDVDの作成は原本だけを作成するのか、それとも、その後、DVDを作成した後どこかに配布するのかということをお聞かせください。

それと、体育施設の管理費の中で、日本サッカー協会の人工芝のピッチ公認料、これ、今の上の人工芝のところは和歌山県のサッカー協会の関係も出てくるので、こういうピッチの公認料が毎年こういう発生になってくるのか、その辺だけ確認をお願いします。

○議長（大石哲雄）

教育委員会生涯学習課長、藪内君。

○教育委員会生涯学習課長（藪内博文）

おはようございます。

6番、奥田議員さんのご質問にお答えします。

まず初めに、委託料のPR映像作成業務委託料でございますけれども、議員が言われていますように、スポーツ観光推進協議会を現在立ち上げて、スポーツセンターを軸とした合宿、大会を誘致することで町内の関係する宿泊施設や仕出し屋さんの活動を図り、町の経済活性化を図る取り組みを現在実施してございます。これのスポーツ施設、それから宿泊施設、それから仕出し屋、弁当ですね。これのPR用のDVDの作成業務1件ということでございます。ということで、その後、この作成した分につきましては町のホームページに載せたりします。その後は別件で、例えばDVDを数枚作成してその後業者とかいろんなどころへ配るということで、この委託料につきましては、あくまでも作成業務の1件というような判断でお願いしたいと思っております。

それから、役務費の日本サッカー協会人工芝のピッチ公認料ですけれども、この公認につきましては、まず一つは日本サッカー協会の公認料ということで10万5,000円。これは3年に1回の更新がでございます。この公認をとることで、公式戦の試合が可能ということになってございます。

それからもう1点につきましては、人工芝のピッチ検査手数料ということで、これが52万円要ります。これにつきましては、人工芝の製品を公認するというものではなく、例えば芝の長さやとか質、それからチップの量によって、ラボテスト製品検査というのがございます。これに基づきまして、例えばボールの転がり、それからバウンドの速度、それから衝撃吸収、方向性などのある一定の基準を満たす検査ということになりますので、その辺ひとつご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

いいですか。

(「はい、わかりました」と奥田議員呼ぶ)

○議長（大石哲雄）

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

それでは、収入の部に戻ります。

12ページから。

12、13ページ。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

14、15。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

それでは、全体でいきます。全体、ございませんか。

2番、木村君。

○2番（木村政子）

この一般会計補正予算は、給料の補正がすごくたくさん上がっていると思うんです。給与の減額についてですけれども、これは55歳定昇ストップ分と、6月に提出された職員給与の条例改正で、国に準じて下げた分かなと思うんですけれども、内訳がわかりましたら大体でも結構なので教えていただけますか。

○議長（大石哲雄）

総務政策課企画員、水口君。

○総務政策課企画員（水口和洋）

2番、木村議員さんにお答えします。

今回の人件費の移動ですが、40ページの中に載せております明細の中に、給与改定に伴う増減分とあります1,007万5,000円、これにつきましては、6月から実施しております3.6%の減額分となっております。それ以外に、一般会計と特別会計の職員の異動がありましたので、その異動分について232万5,000円、これは一般会計のほうが減額しております。

55歳の定昇ストップにつきましては、26年1月1日からということになるので、この分については含んでおりません。

以上です。

○議長（大石哲雄）

2番、木村君。

○2番（木村政子）

委員会の説明で、6月の条例改正で下げた給与額を今回で予算措置していると思うんですが、本来、6月議会に条例改正案が上程されて、当局として給与減額的意思表示をしておられるわけです。当然、予算の措置をすべきではないかと思うんですが、そうでないと幾ら給料が下がるかというのがわからないわけですよ。条例との整合性という点で、予算編成上問題はないのかという点を教えていただきたいと思うんですが。

○議長（大石哲雄）

総務政策課長、山本君。

○総務政策課長（山本敏章）

2番、木村議員さんのご質問にお答えします。

まず、6月議会に上程した段階と、それと7月1日で人事異動がございました。7月1日の人事異動と今回の給料の減額につきましては、当然、当初予算の中には同額ではありませんので、給料の内数に入っていますので、まとめて12月議会でさせていただいたということです。本来でしたら、確かにその減額分を6月議会ですればいいんですけども、また7月の人事異動がございましたので、それと合わせて12月にやらせていただいたということです。よろしく申し上げます。

（「いいです、はい」と木村議員呼ぶ）

○議長（大石哲雄）

ほかに全体でございませんか。

12番、井濶君。

○12番（井濶 治）

この補正3号の消費税の額と、それから当初から最後まで、3号補正までの消費税、支払消費税の予測額、お願いします。

○議長（大石哲雄）

総務政策課企画員、水口君。

○総務政策課企画員（水口和洋）

12番、井濶議員さんにお答えします。

本3号補正では、5%理論上、消費税額につきましては1億523万9,000円となります。2号補正後、135万4,000円のアップとなります。

以上、よろしく願いいたします。

（「合計は。合計」と井濶議員呼ぶ）

○総務政策課企画員（水口和洋）

合計。合計が1億523万9,000円となります。

（「それで、3号は」と井澗議員呼ぶ）

○総務政策課企画員（水口和洋）

3号補正の合計額で1億523万9,000円となります。

（「ああ、合計でな」と井澗議員呼ぶ）

○総務政策課企画員（水口和洋）

はい。

○議長（大石哲雄）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

まず、反対討論を許します。

12番、井澗君。

○12番（井澗 治）

議案第72号、平成25年度上富田町一般会計補正予算（第3号）に反対いたします。

反対の理由は、当初予算で申し上げましたとおり、地方交付税の減額、国庫負担金の削減、まださらに消費税、この会計をやるに従って消費税の増加分、合わせて消費税は1億523万9,000円ということで、そういうものの影響をたっぷり受けた会計でありますと同時に、それに対して、長が非常にその苦しい財政状況を上へ上へと持ち上げていくという点では頑張っておられるんですけども、反対という意思表示はされておられません。そういう意味で、反対いたします。

○議長（大石哲雄）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

6番、奥田君。

○6番（奥田 誠）

議案第72号、平成25年度上富田町一般会計補正予算（第3号）に賛成をいたします。

この補正予算につきましては、大変厳しい財政状況ではありますが、歳出の主な予算措

置としては民生費の国民健康保険への繰出金、これもきのう、町長もいろんな中で国保とか福祉のほうへ予算を出していますということも言っておられました。そして、重度心身障害児（者）の扶助費、また福祉事業費の扶助費が主なものであると思います。

そして、先ほど質疑等でもさせてもらいましたが、総務一般管理費ではOSバージョンアップの対応のためのパソコン購入費、そして農業総務費では稚魚の放流補助金も予算措置されています。教育費では、先ほどの耐震化に伴う生馬小学校の屋内運動場の整備事業、そして上中の生徒が一番頑張っているクラブ活動費への、近畿大会、全国大会への出場するクラブ活動補助金、そしてまた、教育総務費やったかな、地域交流事業補助金。これの、熊野高校のラグビー部が5年ぶりに全国大会へ出場するというので、また熊高のキャプテンも上富田町、また和歌山県に対しても元気と勇気を与える試合をやってきてほしいという、きのう木村議員さんも言われていましたように、町立の高校と言ってもいいほど熊野高校とこの上富田町との連携も深めていっていただきたいと思いますので、よって私は賛成をいたします。

○議長（大石哲雄）

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

次、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第72号、平成25年度上富田町一般会計補正予算（第3号）の件について採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本案は可決されました。

10時50分まで休憩します。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時50分

○議長（大石哲雄）

再開します。

△日程第5 議案第73号

○議長（大石哲雄）

日程第5 議案第73号、平成25年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第1号）の件について質疑を行います。

一括でお願いします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

まず、反対討論を許します。

12番、井濶君。

○12番（井濶 治）

議案第73号、平成25年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第1号）に反対いたします。

当初のときにも申しましたように、この会計は国庫負担が限りなく削られております。その結果、町長もよく言われているんですけども、保険給付費がだんだんふえております。かつて7億だったのが11億になり、今13億になっております。その結果、この国庫負担が削られてきておると。そればかりではなしに、保険料も上がってくると。そして、一般会計からの繰り入れ、あるいはその他のところからお金を持ってきて入れなければならないという状況の会計であります。よって、それをもろに受けた会計の補正であるということで、反対いたします。

○議長（大石哲雄）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第73号、平成25年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第1号）の件について採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本案は可決されました。

△日程第6 議案第74号

○議長（大石哲雄）

日程第6 議案第74号、平成25年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第1号）の件について質疑を行います。

一括でお願いします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

まず、反対討論を許します。

12番、井潤君。

○12番（井潤 治）

議案第74号、平成25年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第1号）に反対いたします。

第1条に書かれておりますように、これはトータルで判断しなければなりません。こ

の会計は、私どもは後期高齢者に医療保険の保険料を取るとことはもってのほかだ
という立場に立っております。よって反対いたします。

○議長（大石哲雄）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第74号、平成25年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第1号）の件について採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本案は可決されました。

△日程第7 議案第75号

○議長（大石哲雄）

日程第7 議案第75号、平成25年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第1号）の件について質疑を行います。

一括でお願いします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第75号、平成25年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第1号）の件について採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第8 議案第76号

○議長（大石哲雄）

日程第8 議案第76号、平成25年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第4号）の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第76号、平成25年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第4号）の件について採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第 9 議案第 7 7 号

○議長（大石哲雄）

日程第 9 議案第 7 7 号、平成 2 5 年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算（第 1 号）の件について質疑を行います。

一括でお願いします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第 7 7 号、平成 2 5 年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算（第 1 号）の件について採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第 1 0 議案第 7 8 号

○議長（大石哲雄）

日程第 1 0 議案第 7 8 号、平成 2 5 年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算（第 1 号）の件について質疑を行います。

一括でお願いします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。
これで質疑を終了します。
これより討論に入ります。
討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。
これをもって討論を終了します。
これより議案第78号、平成25年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算（第1号）の件について採決します。
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第11 議案第79号

○議長（大石哲雄）

日程第11 議案第79号、平成25年度上富田町水道事業会計補正予算（第1号）の件について質疑を行います。
一括でお願いします。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。
これで質疑を終了します。
これより討論に入ります。
討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。
これをもって討論を終了します。
これより議案第79号、平成25年度上富田町水道事業会計補正予算（第1号）の件

について採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第12 議案第80号

○議長(大石哲雄)

日程第12 議案第80号、工事請負変更契約の締結について(平成25年度 第1号 高速道路推進事業大内谷第二残土処分場造成工事)の件について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第80号、工事請負変更契約の締結について(平成25年度 第1号 高速道路推進事業大内谷第二残土処分場造成工事)の件について採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第13 議員派遣の件について

○議長(大石哲雄)

日程第13 議員派遣の件についてを議題といたします。

お手元に配付いたしました議員派遣の件のとおり、上富田町議会災害発生時対応要領第2条の規定に基づき、上富田町議会災害対策支援本部が設置されたときは、同要領第5条の活動を行うため、町内各地域に議員を派遣したいと思います。

お諮りします。

議員派遣の件については、会議規則第121条の規定により、別紙配付のとおり議員派遣をいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本件については派遣することに決しました。

△日程第14 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出について

○議長（大石哲雄）

日程第14 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出についての件を議題といたします。

申し出書を事務局長に朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（平田隆文）

朗読いたします。

平成25年12月19日、上富田町議会議長大石哲雄殿。

総務教育常任委員会委員長木村政子。

閉会中の所管事務調査の申し出について。

本委員会は、所管事項のうち下記事項について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出します。

記。

調査事項。

1) 条例改正等について、2) 消防・防災・防犯関係について、3) 防災行政無線について、4) 行政改革について、5) 財政関係について、6) 情報システムについて、7) 総合計画について、8) 地域づくり事業について、9) 商工業の振興について、10) 企業誘致について、11) 大型共同作業場について、12) 情報公開制度について、13) 個人情報保護制度について、14) 地籍調査事業について、15) 住宅新築資金、宅地取得資金について、16) 税務関係について、17) 教育活動の推進について、1

8) 学校教育施設について、19) 社会教育施設について、20) 生涯学習（教育目標）の推進について、21) 上富田スポーツセンターについて、22) 上富田文化会館について、23) 国民体育大会について。

2. 目的、所管事務調査。

3. 方法及び期間、委員会審査、期間は次期定例会までです。

なお、会議規則第65条の規定による委員会招集通知書及び第74条の規定による派遣承認要求書は後日提出いたします。

以下、委員会名と項目のみを朗読いたします。

産業民生常任委員会委員長山本明生。

調査事項。

1) 町建設事業の推進について、2) 町道台帳（町道網の整備）について、3) 国、県公共土木事業の推進について、4) 都市計画について、5) 農林水産業について、6) 土地改良事業について、7) 下排水路、用排水路について、8) 災害復旧事業について、9) 治山事業について、10) 町営住宅について、11) 定住促進住宅について、12) 宅地造成事業について、13) 水対策について、14) 水道事業について、15) 下水道事業について、16) 農業集落排水事業について、17) 合併浄化槽について、18) 福祉関係について、19) 保育所関係について、20) 環境衛生について、21) 保健衛生について、22) 介護保険について、23) 医療保険について、24) 診療所について。

高速道路対策特別委員会委員長三浦耕一。

調査事項。

1) 高速道路について。

議会広報特別委員会委員長木本眞次。

調査事項。

1) 議会広報について。

議会運営委員会委員長奥田誠。

調査事項。

1) 議会の運営に関する事項、2) 会議規則、委員会条例に関する事項、3) 議長の諮問に関する事項。

以上です。

○議長（大石哲雄）

ただいま朗読いたしましたとおり、各委員会から閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出がありました。

各委員長からの申し出のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、総務教育常任委員会、産業民生常任委員会、高速道路対策特別委員会、議会広報特別委員会、議会運営委員会の各委員長からの申し出のとおり、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査並びに所管事務調査を行うことに決しました。

町長より発言を求められておりますので、これを許可します。

町長、小出君。

○町長（小出隆道）

平成25年第4回町議会定例会を閉会するに当たり、お礼のご挨拶を申し上げます。

本定例会に上程した平成24年度一般会計・特別会計の決算につきましては、認定をいただきましてまことにありがとうございます。また、条例関係、平成25年度の一般会計・特別会計の補正予算、工事請負変更契約についても可決していただきまして、ありがとうございます。

私ごとになりますが、平成10年2月5日に町長に就任し、来年の2月4日で4期目16年間の任期を満了することになり、本定例会が4期目の最後の定例会となります。振り返りますと、1期目は共同作業所の沈下問題に関する裁判の問題や生馬ゴルフ場開発事業が頓挫した問題がありました。その後、平成の市町村合併問題がございまして、第1次合併問題は、田辺市周辺の自治体と合併協議を行いましたが、結論としましては上富田町は田辺市初め周辺の自治体との合併を断念しました。また、その後国・県から再度進められました第2次合併問題は、議員の皆さんにも相談しまして、町民の方々にはがきによるアンケート調査を実施しましたが、僅差で独立したまちづくりを行うという結果で今日に至っています。

次に、この間少子化・高齢化問題が取り上げられるようになりまして、平成9年度の上富田中学校の生徒数は615名でしたが平成25年度には484名と、大幅に生徒数が少なくなっております。一時は430人まで生徒数は減少しています。高齢者の福祉対策としまして介護保険制度が創設されましたし、従来の医療福祉対策も時代に合わせて充実させてきました。今日はこれらの事業の財政問題が大きな問題となり、今後は財政問題も含め、持続可能な方法となるよう検討することが必要でございます。

次に、今世紀は大規模地震が発生する周期に当たり、公共施設の耐震化、特に学校施設の耐震化を行うよう指導がございまして、上富田町では朝来小学校の耐震化に合わせて移転・新築に着手し、学校施設の耐震化事業を行っております。平成24年度に

は、上富田中学校の体育館耐震化事業で学校施設は完了しました。現在は保育所施設の耐震化事業に取り組み、生馬、岩田、市ノ瀬保育所を統合し、はるかぜ保育所をこの25年4月から開所していますし、朝来保育所の第一・第二統合計画も進めています。また、この間のこととなりますが、平成23年3月には日本の歴史上類を見ない東日本大震災が発生していますし、9月には紀伊半島では100年に一度という紀伊半島大水害が発生しました。これらの災害も、上富田町では最小限の被害で済むことができました。これも長年にわたりまして富田川とか支流、その他の治水対策が功を奏した一面があります。

一方、地籍調査、下水道、高速道路建設を起業し、着手しているところでございますが、これも上富田町の総合計画を第3次と第4次と改訂し、行政運営を行っている結果と判断しています。第4次では「みんなが学んで花開く口熊野かみとんだ」の副題をつけて、教育力の高揚を目標にしていますし、町の行政能力の向上も図っております。上富田町は、このような明確な行政目標を立てて明るいまちづくりを目指していることから、人口が微増ですが増加しています。残念なことは、このような努力にもかかわらず、周辺の自治体は過疎地域指定によりまして財政支援を受けて運営していますが、上富田町は有利な財政支援を受けることがなく、財政的に常に厳しい状況です。このような状況ではありますが、上富田町には周辺の自治体と比して町に魅力があり、人口がふえています。今後ともより一層の魅力を加えながら、行政改革に努め、財政健全化を図る必要があります。

最後になりましたが、16年間にわたりまして町民の皆さん、議員の皆さん、職員の皆さんにご協力賜ったことにお礼を申し、平成25年第4回町議会定例会の閉会のごあいさつとさせていただきます。本当にありがとうございました。

△閉 会

○議長（大石哲雄）

小出町長におかれましては、来年1月実施されます、任期満了に伴う町長選、ぜひとも頑張ってくださいと思います。ただいまのところは悠々でございますが、油断大敵という言葉もございますので、ぜひとも気を引き締めて頑張ってくださいと思います。

（「ありがとうございます」と町長呼ぶ）

○議長（大石哲雄）

お諮りします。

本定例会の会議に付議された事件の議事は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により、本日をもちまして閉会いたしたいと思
います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決しました。

これで本日の会議を閉じます。

これにて平成25年第4回上富田町議会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会 午前11時10分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

上富田町議会議長 大石 哲雄

議事録署名議員 沖田 公子

議事録署名議員 榎本 敏